

事例6 一審で敗訴するも高裁で逆転勝訴し難民認定された事案の異議棄却理由

1(1) あなたは、本邦において、1998年から演奏活動を開始し、翌年、音楽バンド「●●●●」を結成して水掛け祭りなどで政治的な曲を演奏していたところ、2003年8月ころ、友人から、同バンドが在京ミャンマー大使館のブラックリストに載っていると聞き、さらに、2004年2月に同大使館大使と面会した友人からも、あなた及び同バンドメンバーの●●●●氏が危険視されていると聞いた旨主張しています。

しかしながら、あなたの一次審査における供述及び口頭意見陳述・審尋期日の陳述等を通じて明らかなどおり、同バンドの具体的活動内容たるや、2001年までに年4回コンサートを実施したこと、チャリティコンサートと称して来日ミャンマー人歌手のパックバンドを数回務めたこと、午3回程度、多数の楽団や舞踊団が参加する祭りイベントで参加団体の一つとして演奏したことなどまるでのうて、本国で何ら政治的活動に及んでいないあなたがかかる活動をしただけで、同大使館が同バンドをブラックリストに載せるとは信じ難く、まして同大使ないしは同大使館職員が、第三者に対して、あなたがブラックリストに載っている危険人物であることを話すというのは甚だ不自然です。

(2) あなたは、2004年2月3日付けの父親からの手紙等を根拠として、実家に情報部員等が来て、水掛け祭りなどで演奏するあなたの写真を見せ、あなたの本邦での活動について尋問した旨主張しています。

しかしながら、そもそもあなたの同バンドでの活動状況が上記程度にすぎないこと、また、関係記録によれば、ミャンマーでは検閲が定期的に行われているとされているにもかかわらず、あなたから提出された手紙の封筒には、あて名として、あなたの名前の横に「(●●●●)」との記載があるのは甚だ不自然であること等からすれば、同手紙の信用性は低いと言わざるを得ません。

(3) あなたは、本邦において、2003年12月にNLD(LA)日本支部に加入し、デモに参加したり、パンド活動を通じて動員担当をしたりしていることを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの供述を前提としても、そもそもあなたの同バンドでの活動状況は上記程度にすぎないのであって、デモ参加も10回程度、多数の参加者のうちの一人として参加したにすぎません。また、同支部のワーキングコミュニティにおけるあなたの序列は2004年が3●番目、2005年が4●番目であって、以上の状況をすべて加味しても、あなたが、自身の政治的意見によって同組織の運営に影響を与えるなど目立った存在であるとは認めがたく、現在海外で多数のミャンマー人が政治活動を行っている実態を踏まえれば、反政府活動全体に影響を及ぼして活発化させるおそれのある活動を行っている者であれば格別、そうでないあなたのような者についてまで、ミャンマー政府が殊更警戒して迫害を企図するとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴

いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。